

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、殿畑地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）殿畑地区）を行うことについて平成19年3月12日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年3月27日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀